

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

第1節 温室効果ガス総排出量に関する目標

1. 排出削減目標の定義

京都議定書では、国は2008（平成20）年から2012（平成24）年の期間に、温室効果ガス総排出量を基準年度1990（平成2）年比で6%削減することとしております。

また、都道府県及び市町村においては国の削減目標である6%に即した目標であって、地域の状況に合った削減率が望ましいとされております。

和寒町の温室効果ガスは第2章のとおり二酸化炭素（CO₂）が約95%を占めていることから、二酸化炭素の排出抑制・削減が重要と考えられます。

本実行計画では以下のとおり削減目標数値を定め、計画期間内での排出抑制・削減に向けた取り組みを行ってまいります。

2. これまでの取り組みによる排出削減

和寒町では基準年である2007（平成19）年度までの取り組みとして、平成9年度に策定された「第2次和寒町行政改革大綱」に基づく事務事業の見直し・効率化を進めることにより健全財政を図ってまいりました。このことにより経費の節減が図られ、燃料等の使用量・温室効果ガスの削減にも繋がってきております。

実際の取り組みとしては 施設の温度管理の徹底による暖房の節減 蛍光灯の間引き点灯やノー残業デーによる電気の節減 裏紙・裏封筒の使用や紙類の分別によるごみの減量化・資源の再利用などの取り組みを実践してきております。

このような取り組みを積み上げた結果、2003（平成15）年度を基本とし、2007（平成19）年度を比較したところ2.6%の排出削減を行ってきております。

3. 本計画における排出削減目標

和寒町では計画期間内での削減率を算出するため、それぞれの事務・事業で実際にどのような取り組みが可能であるか検討をしてきました。取り組みの内容から様々な試算をし、集計した結果が 表：8 となり削減率は3.5%となります。また、二酸化炭素の排出量をグラフにしたものが グラフ：4 になります。

この計画の策定にあたっては、基準年度を考慮して、これまでの実績を反映した削減目標を設定しました。

このように、これまでの取り組みとして2.6%の排出削減が達成されており、これから2008（平成20）年度から2012（平成24）年度の期間内での取り組みによる排出削減を3.5%とし、あわせて6.1%となることから、京都議定書の排出削減目標の6%を達成することとなります。

和寒町の計画期間内の温室効果ガス排出削減目標を

3.5%とします。

平成15年度を基本として平成19年度まで**2.6%**削減済みです。

表：8 使用量・排出量の削減目標

	基準年（平成19年）		目標年（平成24年）		削減量		
	使用量	排出量(kg-CO2)	使用量	排出量(kg-CO2)	使用量	排出量(kg-CO2)	削減率
ガソリン	22,525 L	52,258.00	22,151 L	51,390.32	374 L	867.68	1.66%
灯油	244,587 L	609,021.63	225,183 L	560,705.67	19,404 L	48,315.96	7.93%
軽油	51,713 L	135,488.06	48,713 L	127,628.06	3,000 L	7,860.00	5.80%
A重油	355,816 L	964,261.36	343,386 L	930,576.06	12,430 L	33,685.30	3.49%
LPG	6,913kg	20,739.00	6,903kg	20,709.00	10kg	30.00	0.14%
電気	3,069,872kWh	1,703,778.96	3,010,948kWh	1,671,076.14	58,924kWh	32,702.82	1.92%
合計		3,485,547.01		3,362,085.25		123,461.76	3.54%

グラフ：4 排出量の削減推移

